

令和3年1月14日

特定商取引法違反の通信販売業者に対する業務停止命令（3か月）及び指示並びに当該業者の業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に対する業務禁止命令（3か月）について

- 消費者庁は、健康食品を販売する通信販売業者である株式会社 Super Beauty Labo（本店所在地：東京都港区）（以下「スーパービューティーラボ」といいます。）に対し、令和3年1月13日、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）第15条第1項の規定に基づき、令和3年1月14日から令和3年4月13日までの3か月間、通信販売に関する業務の一部（広告、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- あわせて、スーパービューティーラボに対し、特定商取引法第14条第1項の規定に基づき、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示しました。
- また、消費者庁は、スーパービューティーラボの業務の遂行に主導的な役割を果たしている石橋敬三に対し、特定商取引法第15条の2第1項の規定に基づき、令和3年1月14日から令和3年4月13日までの3か月間、同社に対して前記業務停止命令により業務の停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

1 処分対象事業者

- (1) 名 称：株式会社 Super Beauty Labo
(法人番号：1011001122211)
- (2) 本店所在地：東京都港区六本木七丁目7番7号
- (3) 代 表 者：代表取締役 岡田 愛子（おかだ あいこ）
- (4) 設 立：平成30年5月11日
- (5) 資 本 金：105万円
- (6) 取 引 類 型：通信販売
- (7) 取 扱 商 品：健康食品（ダイエットサプリメント）

- 2 特定商取引法の規定に該当する行為
顧客の意に反して通信販売に係る売買契約の申込みをさせようとする行為
(特定商取引法第14条第1項第2号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則第16条第1項第1号及び第2号)
- 3 スーパービューティーラボに対する業務停止命令及び指示の詳細は別紙
1、石橋敬三に対する業務禁止命令の詳細は別紙2のとおりです。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社Super Beauty Laboに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社Super Beauty Labo(以下「スーパービューティーラボ」という。)は、同社が運営する「binaris公式ショップ」と称するウェブサイト(以下「本件ウェブサイト」という。)において、パソコン、スマートフォン等の情報処理の用に供する機器を利用する方法により、「binaris」と称する健康食品(以下「本件商品」という。)等の売買契約の申込みを受けて本件商品の販売を行っていることから、このような同社が行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)第2条第2項に規定する通信販売(以下「通信販売」という。)に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

- スーパービューティーラボは、令和3年1月14日から令和3年4月13日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。
- ア スーパービューティーラボが行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。
 - イ スーパービューティーラボが行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
 - ウ スーパービューティーラボが行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

(2) 指示

- ア スーパービューティーラボは、特定商取引法第14条第1項第2号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第16条第1項第1号及び第2号の規定に該当する顧客の意に反して売買契約の申込みをさせようとする行為をしていた。かかる行為は、特定商取引法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これらを同社の役員及び従業員に、前記(1)の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。
- イ スーパービューティーラボは、前記(1)の業務停止命令に係る業務

を再開するときは、同社が行う通信販売について、特定商取引法の各規定を遵守すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

4 処分の原因となる事実

スーパービューティーラボは、以下のとおり、特定商取引法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、通信販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 顧客の意に反して通信販売に係る売買契約の申込みをさせようとする行為（特定商取引法第14条第1項第2号の規定に基づく施行規則第16条第1項第1号及び第2号）

スーパービューティーラボは、少なくとも令和2年7月27日から同年11月11日までの間、別添資料のとおり、本件ウェブサイトにおける、購入者に対して本件商品を定期的に継続して引き渡し、購入者がこれに対する代金の支払をすることとなる契約（以下「本件定期購入契約」という。）の申込みとなる電子計算機の操作を行う当該申込みの最終段階の画面（以下「本件最終確認画面」という。）上において、本件定期購入契約の主な内容である各回ごとの本件商品の代金の支払時期及び本件定期購入契約の解約条件のうち解約の方法（同社が指定する電話番号に電話をかけさせて、その電話での案内に従ってメッセージアプリ等を使用させ、又は当該メッセージアプリを使用することができない購入者については、運転免許証等の本人確認書類を提出させる等によるもの。）を表示せず、もって、本件ウェブサイトにおいて本件商品に係る電子契約の申込みを受ける場合において、電子契約に係るパソコンやスマートフォン等の電子計算機の操作が当該電子契約の申込みとなることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示していないとともに、当該申込みの内容を容易に確認し及び訂正できるようにしていなかった。

(2) 顧客の意に反して通信販売に係る売買契約の申込みをさせようとする行為（特定商取引法第14条第1項第2号の規定に基づく施行規則第16条第1項第2号）

スーパービューティーラボは、少なくとも令和2年7月27日から同年11月11日までの間、別添資料のとおり、本件ウェブサイトにおける、本件

定期購入契約の申込みとなる電子計算機の操作を行う本件最終確認画面上において、本件定期購入契約の主な内容である契約期間について、「お届けサイクル」として「2回目以降」、「1ヶ月後」などと、本件最終確認画面の最下部に「6回目以降、定期コースを休止・停止をご希望の場合は次回出荷予定日の29日前（又は「約20日前」）までにご連絡ください。」などと表示するのみで、購入者から解約通知がない限り契約が継続する無期限の契約である旨を明記せず、また、本件定期購入契約の主な内容である消費者が支払うこととなる本件商品の5回分の支払総額2万6420円（税抜き）及び本件定期購入契約の申込みには本件商品を少なくとも5回購入することが条件となる旨の特別の販売条件（以下「本件販売条件」という。）について、本件定期購入契約の申込みを完了させるボタンの下の、「b i n a r i s ビナリス～お届けサイクルについて～」と題する表示（以下「本件サイクル表示」という。）より更に下の本件最終確認画面の最下部に、同ボタン及び本件サイクル表示に比して極めて小さくかつ目立たない色調で「※初回を含め最低5回のお受け取りが条件です。※5回（5ヶ月）のお受け取りでの合計金額は総額26,420円（税別）となります。」などと表示することにより同画面上に本件販売条件等が記載されていることが容易に認識できないようにし、もって、本件ウェブサイトにおいて本件商品に係る電子契約の申込みを受ける場合において、申込みの内容を、顧客が電子契約に係るパソコンやスマートフォン等の電子計算機の操作を行う際に容易に確認し及び訂正できるようにしていなかった。

石橋 敬三に対する行政処分の概要

1 名宛人

石橋 敬三 (いしばし けいぞう) (以下「石橋」という。)

2 処分の内容

石橋は、令和3年1月14日から令和3年4月13日までの間、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)第2条第2項に規定する通信販売(以下「通信販売」という。)に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止すること。

- (1) 通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。
- (2) 通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- (3) 通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第15条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、株式会社Super Beauty Labo(以下「スーパービューティーラボ」という。)に対し、特定商取引法第15条第1項の規定に基づき、同社が行う通信販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 石橋は、スーパービューティーラボに対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者(特定商取引法第15条の2第1項第1号に規定する役員)であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に該当する。

ご注文確認画面

1 お客様情報入力 2 **ご注文内容の確認** 3 ご注文完了

ご注文内容をご確認ください

商品名	単価	個数	小計
binaris定期ケアコース_初回500円※	500円	1個	500円
		小計	500円
		送料	0円
		手数料	0円
		消費税	40円
		合計	540円

8%対象	小計	500円	消費税	40円
------	----	------	-----	-----

「※」は軽減税率対象の商品となります。

お客様情報をご確認ください

お名前	
フリガナ	
住所	
電話番号	
メールアドレス	
生年月日	

お届け先情報をご確認ください

お名前	
フリガナ	
住所	
電話番号	

お支払い方法を確認してください

決済方法	コンビニ後払い
------	---------

配送業者

配送業者	ヤマト運輸 (ネコポス)
------	--------------

ご注文完了へ

入力内容を修正する

binaris ビナリス
～お届けサイクルについて～

1回目 (初回購入)

binaris **94% OFF**
通常価格 8,640円(税別)

初回 **500円** (税別) **送料無料**



内容量: 1袋30包入(約1ヵ月分)

2回目以降

binaris **25% OFF**
通常価格 8,640円(税別)

6,480円 (税別) **送料無料**



内容量: 1袋30包入(約1ヵ月分)

1ヶ月後



※初回を含め最低5回のお受け取りが条件です。

※5回(5ヶ月)のお受け取りでの合計金額は総額26,420円(税別)となります。

※注文完了後の返品はお受けできません。

※6回目以降、定期コースを休止・停止をご希望の場合は次回出荷予定日の約20日前までにご連絡ください。